

5東農発第262号  
令和5年9月6日

西東京市 農業委員会会長

一般社団法人東京都農業会議  
会長 青山 侑

「第50回農業委員会等功労者」並びに「令和5年度農業功労者」  
表彰事業の実施について

日頃より本会の事業推進につきましては、ご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、このたび、本会表彰規程（別紙1）にもとづき「農業委員会等功労者  
表彰事業」並びに「農業功労者表彰事業」を下記のとおり実施することといた  
しました。

つきましては、別紙「調査票」・「推薦書」により該当者をご推薦下さいます  
ようお願い申し上げます。

なお、推薦様式等につきましては、メールにてお届けいたします。

記

#### I. 農業委員会等功労者

##### 1. 対象者

「東京都農業会議表彰基準」（別紙2）第2の1(1)～(4)、及び2(2)に  
よる。

なお、「現に」の基準については、令和5年4月1日に在任しているこ  
ととする。

2. 推薦期限 令和5年11月30日（木）（必着）

3. 推薦方法 「農業委員会等通算在任期間調査票」（別紙）により推薦す  
る。

##### 4. 期間の積算等の留意事項

(1) 「農業委員・農地利用最適化推進委員表彰」にあつては、次のとおり  
とする。

- ① 令和6年7月末日までに改選もしくは退任等が予定されない場合  
は、令和6年7月末日までの期間を記入する。



- ② 令和6年7月末日までに改選もしくは退任等が予定される場合には、その時点までの期間を記入する。(改選の場合は任期満了日)
  - ③ 記入した在任期間について通算し、15年以上であること。
- (2)「農業委員会長表彰」にあつては、次のとおりとする。
- ① 前記(1)①②について、会長としての期間を記入すること。
  - ② 記入した在任期間について通算し、12年以上であること。
  - ③ すでに農業委員表彰の受賞者(15年以上)であっても会長・常設審議委員として通算12年以上在任した者はこの対象とする。
- (3)「農業委員会等職員」にあつては、次のとおりとする。
- ① 推薦時点までに異動等があった場合には、その異動等の時点までの期間を記入すること。
  - ② 令和6年3月末日までに異動等が予定される場合には、その時点までの期間を記入すること。
  - ③ 令和6年3月末日までに異動等が予定されない場合は、令和6年3月末日までの期間を記入すること。
  - ④ 上記期間について、農業委員会等職員表彰(15年以上)は通算し、農業委員会等職員感謝状(5年以上)は勤続とする。

## 5. 表 彰

表彰は、令和6年2月15日(木)開催の第65回東京都農業委員会・農業者大会記念行事として行います。

## II. 農業功労者

### 1. 対象者

「東京都農業会議表彰基準」(別紙2)第2の2(1)、及び「農業功労者に対する感謝状細則」(別紙3)の大会表彰に関する項目2の(1)、4の(1)により、該当者をご推薦ください。

2. 推薦期限 令和5年11月30日(木)(必着)

3. 推薦方法 「農業功労者感謝状推薦書」(別紙)により推薦する。

### 4. 表 彰

表彰は、令和6年2月15日(木)開催の第65回東京都農業委員会・農業者大会記念行事として行います。

担当者：総務部 小嶋・田中

TEL 03-3370-7145 FAX 03-3379-7627

E-mail : soumu@tokaigi.com